平成２３年（フ）第１８３号
埼玉県越谷市千間台西５丁目20番地４ドミールＫＵＭＩ　Ｉ―101号
債務者　加藤　明彦
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　芳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
佐賀県唐津市和多田本村３番64号　トマトハウスⅠ―102号
債務者　坂本　貴徳
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高崎　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３７２９号
札幌市厚別区厚別中央２条６丁目５番40号　第２広地マンション８号
債務者　岩城　基一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７号
福井県大野市陽明町１丁目204番地
債務者　砂田　雅也
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
京都市南区西九条開ケ町69番地
債務者　ワイン・デュ・ヤマナカこと　山中　聡
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
京都市南区西九条開ケ町69番地
債務者　山中　宣子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
埼玉県狭山市富士見１丁目５番６号　第２はまビル501
債務者　畠中　伸久
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００号
京都府亀岡市下矢田町西法楽寺48番地43
債務者　岡田　英和
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
長崎県大村市大川田町850番地３　ウィングスＢ棟103、前住所長崎県大村市竹松本町942番地５　ベールクレール203号
債務者　川島　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
金沢市泉本町６丁目62番地　信開ドムス泉本町・205号
債務者　服部　了也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋詰　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
岐阜県各務原市那加日吉町１丁目13番地
債務者　山田　　守
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６８号
埼玉県熊谷市久保島158番地３、破産申立時の住所埼玉県熊谷市石原169番地15
債務者　宮本勉こと　関　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５３号
埼玉県東松山市大字野田1265番地120
債務者　青山　武志
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　道子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目21番12号神武荘８号
債務者　田中　芳之
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９５号
福岡市博多区南本町１丁目３番２―301号
債務者　北田　一史
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１３号
福岡県大野城市月の浦３丁目３番５―302号月の浦団地５棟302号
債務者　松嶋　朋子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１５号
福岡市城南区別府５丁目２番23号
債務者　中島　　大
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部